代官山アドレス・ディセ

共用部のご利用について

17 dixsept 代官山アドレス・ディセ

2022.12改定

＜施設概要＞

建 物 名 ：代官山アドレス・ディセ

所　　在：東京都渋谷区代官山町17-6

ア ク セ ス：東急東横線代官山駅（北口）から歩道橋にて直結

建物規模： 3階建て

定 休 日 ： 1月1日・1月2日・建物の法定点検日（年1）

営業時間：1F　10:00～22:00
　　2・3F 11:00～20:00
　　※一部店舗は営業時間が異なる場合があります。

駐車場・駐輪場：お客様用有

※詳細及び最新の情報は
　代官山アドレス・ディセのホームページをご確認ください。

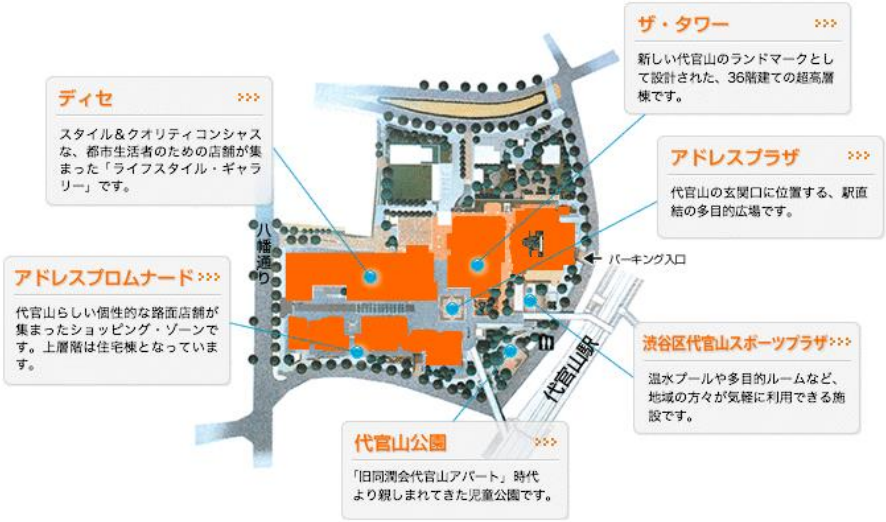

＜共用部のご利用にあたり＞

共用部のご利用は以下項目を順守することとします。

・多くの方が楽しめ、当館で活動するものとして相応しい内容であること。

・政治、宗教行為でない活動。

・物品販売含め、既存テナントとの商品競合が無いこと。

・既存テナント・周辺お客様に迷惑のない活動。（利用規約の遵守）

・その他施設管理者が定めるもの。

＜実施にあたっての注意事項＞

■什器の搬入・搬出時

①入館について
当施設内で作業をされる際(搬入・搬出業者の方も含む)には、
必ず指定の通用口より入館の手続きを行ってください。
なお、入館手続きは代表者の方が取りまとめて行うことはできません。必ず、作業される方個人で行ってください。

②荷捌き所について
当施設にはお車などでお荷物を運ぶ際にご使用いただける「荷捌き所」がございます。
車両制限がございますのでご注意ください。（車高2.8m、車長5.0m、車幅2.0m、総重量2.0ｔ以下）
また、搬出入可能時間は8:00～22:00まで、利用は30分以内とさせていただいております。

③倉庫の貸出及び備品の保管場所について
倉庫及び控室等の貸出は行っておりません。

④駐車場のご利用について
搬出入車両及び関係者用駐車場はございませんのでご了承ください。

＜実施にあたっての注意事項＞

■設営時・撤去時

①作業時間について
基本的には営業時間外に行っていただきます。(開店10：00～閉店20：00)
なお、営業時間外でも安全を第一とし、細心の注意を払いながらの作業をお願い致します。
また、**事前に申請いただいている時間以外の作業は厳禁です。**
【ご注意】現地常駐スタッフに直接交渉頂く場合がございますが、ご遠慮ください。
規則の遵守が守られなかった場合は今後ご出店いただけなくなる場合がございます。

②電源の使用について
事前に申請をいただいている場合のみ、ご案内可能となります。
当日急にご希望いただいてもご案内致しかねますので、予め確認の上、申請をお願い致します。

③高さ制限について
近隣テナントの視認性を第一とし、高さの制限をする場合がございます。
周辺店舗、設置物によって規制内容が異なりますので必ず事前にご相談ください。
事前にレイアウト図を提出いただく際に、什器の容量(幅・高さ・奥行き等)もご提示ください。

④什器・備品の貸出について
什器・備品の貸出は行っておりません。

＜実施にあたっての注意事項＞

■その他

①事前告知について
告知にあたり施設ロゴ等の使用を希望される際にはご相談ください。
新聞、雑誌等に広告掲載をされる際には、事前に広告内容を管理事務所に提出後・承認を得てください。

②音出し、BGMの使用について
原則、お貸出しスペースでの音出し、BGMの使用はご遠慮いただいております。
イベント内容の関係上、音出しやBGMが必須な場合、予めご相談いただきますようお願い致します。

③呼び込み、サンプリング・チラシの配布について
サンプリング・チラシを配布したい場合には事前にご相談頂きますようお願い申し上げます。
また、リースライン内でもお客様への過度な呼び込みは厳禁となります。
テナント店舗も同様のルールで対応いただいておりますので、厳守をお願いします。
もしも違反する行為を見かけた場合・監視カメラで確認できた場合には即厳重注意となり、
今後のご出店が難しくなる場合もございますのでご注意ください。

＜その他注意事項＞

①休日料金は土・日・祝日を対象としております。その他、時期によって平日であっても
休日料金となる場合がございますので予めご確認下さい。

②前日搬入を希望される場合は、搬入日についても会場費をご負担いただくこととなりますが、
ご予約状況により前日搬入ができない場合がございます。予めご了承ください

③ご送付いただいた書類はご返却できませんので、予めご了承ください。

④その他、事前打合せと異なる内容があった場合、弊社が相応しくないと判断した場合には
その場で催しを中止させて頂く場合がございます。その場合に会場費など費用の返金は致しません。

⑤ご利用料金の入金確認でき次第、成約となります。ご入金後の返金には応じられません。

⑥ご入金期日までにご入金いただけない場合はキャンセルとさせていただきます。

⑦社会情勢などを鑑み、イベント実施決定後のお断わり、内容の変更、時間の短縮などを
お願いする場合がございます。

■貸し出し可能スペース（１Ｆ）

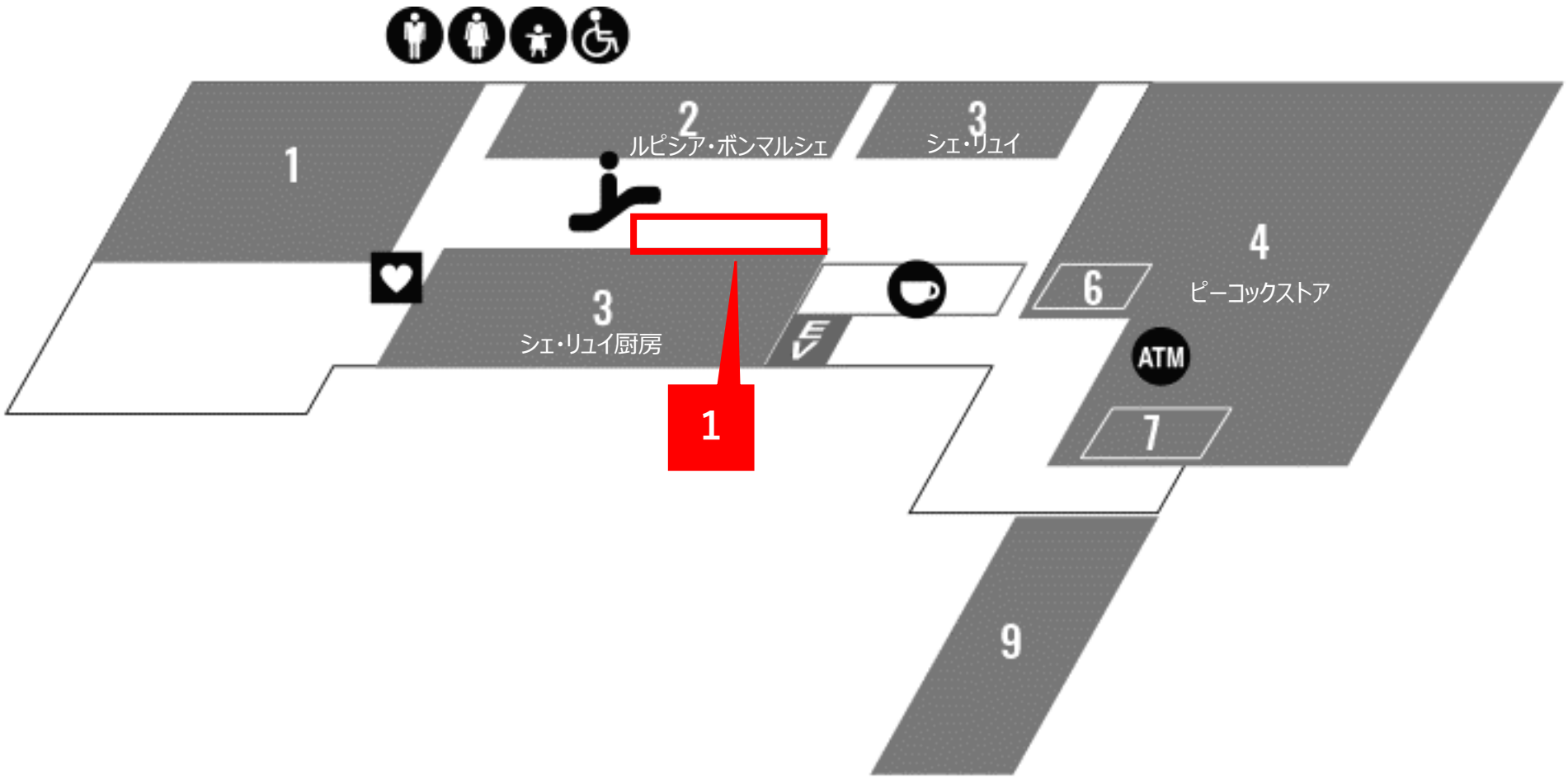

1　１Ｆイートインスペース

■貸し出し可能スペース（２Ｆ）

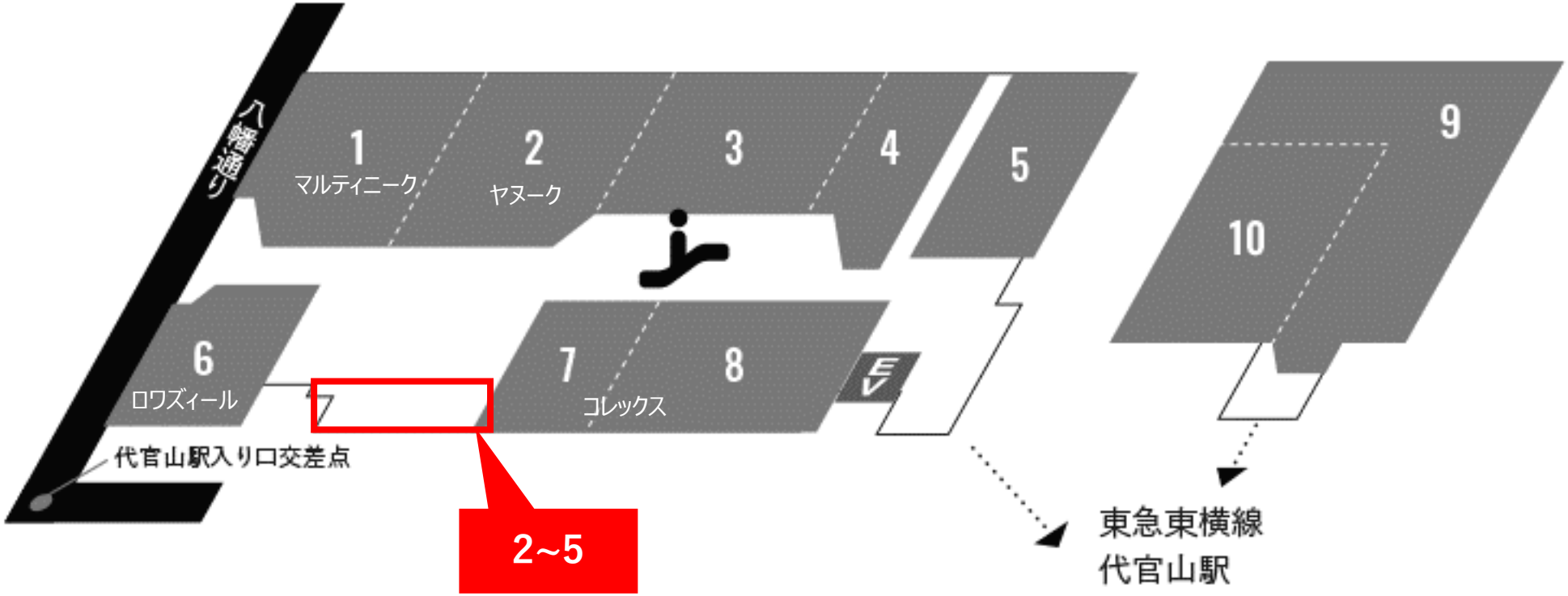

2~5　２Ｆ吹き抜けスペースA～C

■貸し出し可能スペース
（ 1　１Ｆイートインスペース横 ）

利用可能面積（概算）	7.2㎡ (W4,500mm× D1,600mm)
価格（税抜）	平日：30,000円
	休日：50,000円
電源	無

■貸し出し可能スペース
（ ② ２Ｆ吹き抜けスペースA ）

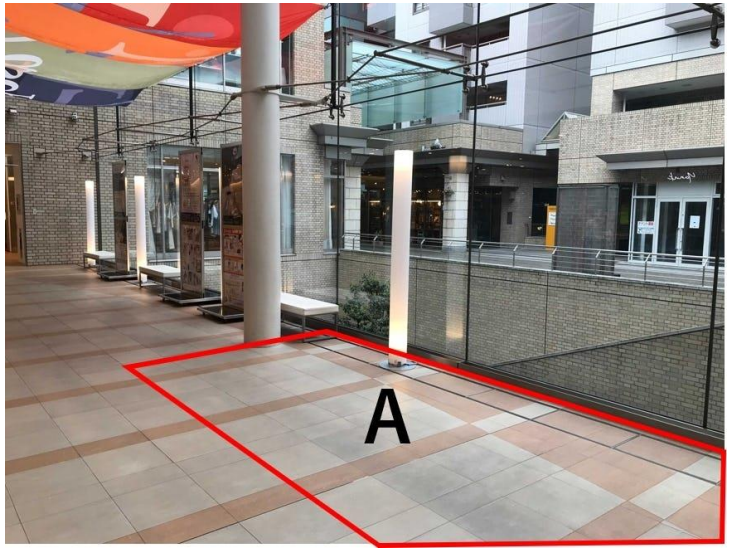

利用可能面積（概算）	14㎡ (W5,800mm× D2,550mm)
価格（税抜）	平日：30,000円
	休日：50,000円
電源	有（10A)

■貸し出し可能スペース
（ ③ ２Ｆ吹き抜けスペースB ）

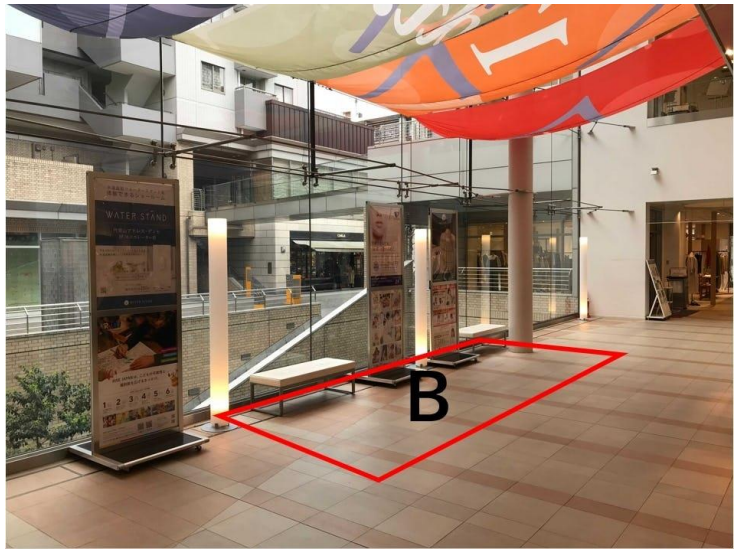

利用可能面積（概算）	12㎡ (W4,800mm× D2,550mm)
価格（税抜）	平日：30,000円
	休日：50,000円
電源	有（10A)

■貸し出し可能スペース
（ ④ ２Ｆ吹き抜けスペースC ）

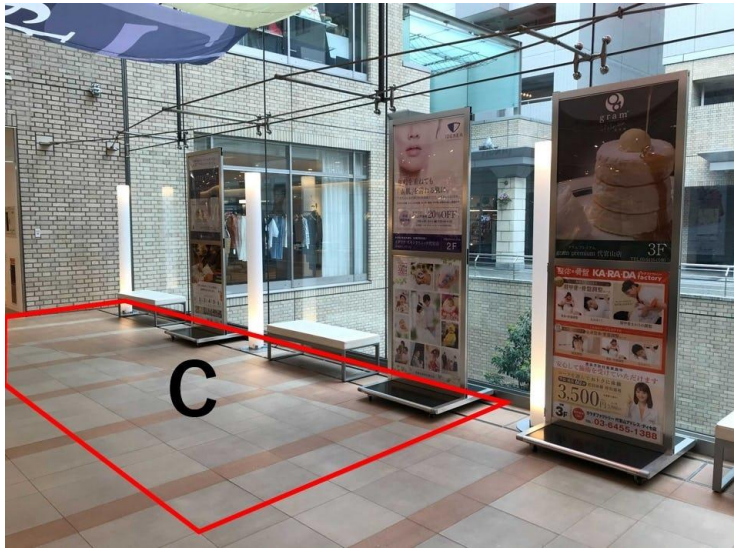

利用可能面積（概算）	12㎡ (W4,800mm× D2,550mm)
価格（税抜）	平日：30,000円
	休日：50,000円
電源	有（10A）

■貸し出し可能スペース
（ 5 ２Ｆ吹き抜けスペースA+B+C ）

利用可能面積（概算）	39㎡ (W15,400mm× D2,550mm)
価格（税抜）	平日：90,000円
	休日：150,000円
電源	有（10A)

＜実施までの主な流れについて＞

①当館での催事の実施を希望される場合には、以下書類を**メール**にてご提出頂きますようお願い申し上げます。
・企画概要書（貴社書式で可）
・共用部一時使用申請書（要捺印。搬入車両など、提出時未定の部分については空白で構いません。）
※送付頂きました企画書を確認させて頂き、申込順で審査させて頂きます（審査には1～2週間程度お時間を頂戴しております）。
送付頂きました書類は返却出来ませんので予めご了承ください。

②審査が通りましたら以下を**郵送**にてご提出頂きますようお願い申し上げます。
【メール送付】
・現地レイアウト図
【本紙郵送】
・催事実施申請書（①にてご準備頂いたもの。）
・履歴事項全部証明書
・印鑑証明

③ご送付頂きました申請書を基に、請求書を発行いたします。
使用料金は請求書に記載のある期日までに指定口座へお振込み下さい。
尚、振込手数料は申込者側でご負担ください。指定日までに振込がない場合、お申込みは無効とさせて頂きます。

④初回実施時は実施前に館内ルールの確認を含む最終のお打ち合わせを催事実施日の5日前までにお願いしております（その他必要都度お打ち合わせをお願いしております）。

⑤【催事実施】
・事前に弊社確認済の申請書に基づくレイアウトにて実施をお願い致します。
・実施にあたりましては館内ルールの厳守をお願い致します。

【書類送付及び問い合わせ先】
〒150-0001
東京都渋谷区神宮前6-3-5
NCビルディング3F
住商アーバン開発株式会社
代官山アドレス・ディセ催事担当者　宛
TEL：0570-085-586（受付時間　11：00～18：00）
E-mail：daikanyama-17dixsept@sukaihatsu.onmicrosoft.com

共用部一時使用申請書

年　　月　　日

住商アーバン開発株式会社　御中

住　　所:

会 社 名:

代表者名:　　印

代官山アドレス・ディセにおいて、下記内容での催事実施について申請致します。
尚、使用期間中は、「規約・遵守事項」並びに当館の営業管理規則及び貴社あるいは貴社指定の管理会社等の指示を遵守致します。また、貴社の事前承諾なく、許可された場所以外を利用することは一切いたしません。

実施日時	日程	年　月　日(　)　～　年　月　日(　)		
	時間	:　～　:		
	搬入	日程　月　日(　)	搬出	日程　月　日(　)
		時間　:　～　:		時間　:　～　:
実施場所	1F イートイン横　／　2F 吹き抜けスペース(A ・ B ・ C)※該当箇所に○をつけてください。			
実施目的				
本件に関する責任者連絡先	会社名:			
	住　所:〒			
	TEL:		携帯:	
	責任者名:		当日の入館予定人数:	
請求書発送先	会社名:			
	住所:〒			
	部署名:		担当者名:	
	TEL:		FAX:	
搬入業者 ※搬出入は30分以内に限る	会社名:			
	担当名:		携帯:	
	車両詳細	台数:	車両№.:	車種:	サイズ: W:＿＿＿mm H:＿＿＿mm D:＿＿＿mm
火気・危険物	有　・　無　→有の場合は以下に詳細をご記載下さい。 【詳細】			
備考	※　別途内容のわかる計画書・図面・配置図を添付して下さい			

※　次葉記載の個人情報取扱いについて同意しない場合は、☑ を記入して下さい。☐

----------以下、運営管理事務局記入欄----------

料金（運営管理事務局　記入欄）	
施設使用料	（税抜）
臨時警備費	（税抜）
合計	（税抜）

設備管理室	AMC	承認	受付

各種申請書に記載の個人情報の扱いについて

各種申請書にご記入頂いております個人情報の扱いは、以下の通りとなりますのでよくお読みいただき、同意いただいた上で個人情報をご記入ください。
ご不明な点がございましたら、下記6の個人情報管理担当者にお問合せください。

1. 個人情報の取扱い者
住商アーバン開発株式会社(個人情報保護管理者:常務取締役)が保有・管理いたします。
〒101－0054 東京都千代田区神田錦町二丁目 2 番地 1 KANDA SQUARE14 階
電話番号:03-5217-2622

2. 利用目的

	個人情報の類型	利用目的
1	運営業務、店舗出店、各施設に関するお問い合わせ情報	各お問い合わせへのご回答
2	運営管理業務で受託する情報	イベント管理のため

3. 保有個人データの第三者提供に関する事項及び委託に関する事項
当社は、ご本人の承諾がない限り、提供いただく個人情報を第三者に提供することはありません。但し、上記の利用目的達成のため、外部業者に対して個人情報を委託する場合には、当社が選定した事業者と秘密保持契約を交わした上で適切に管理します。

4. 開示・修正・削除
当社は、保有個人データの利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止、消去又は第三者への提供停止のご請求については、下記6. の「個人情報お問い合わせ窓口」にてご案内いたします。

5. 情報を記載頂かなかった場合の措置
申請書に記載された情報により、上記2. 利用目的に記載の業務を実施しますので、未提出の場合には入館をお断りすることがあります。
また、提出されていても記載された連絡先に誤りがある場合には、緊急時の連絡ができない場合がありますので、記入は正確にお願い致します。

6. 個人情報お問い合わせ窓口
情報の修正やお問合せは、以下にお願いします。
住商アーバン開発株式会社 リモート PM 部 個人情報保護担当者
〒101－0054 東京都千代田区神田錦町二丁目 2 番地 1 KANDA SQUARE14 階
電話番号:03-5217-2622

7. 認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先
認定個人情報保護団体の名称:一般財団法人日本情報経済社会推進協会
苦情の解決の申出先:個人情報保護苦情相談室
〒106-0032 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号 六本木ファーストビル内
電話番号:03-5860-7565

＜規約・遵守事項＞

申請者は、住商アーバン開発株式会社（以下「甲」という。）が運営する代官山アドレス・ディセ（以下「本施設」という。）にて、共用部一時使用申請書記載の催事（以下「本催事」という。）を行うにあたり、共用部一時使用申請書を甲へ提出することをもって以下の催事利用規約（以下「本規約」という。）を遵守することを約するものとします。

第１条（開催場所）

申請者は、本規約第３条第１項により甲の承認を受けた後、申込書記載場所(以下、「開催場所」という。)にて催事利用することが出来る。

第２条（利用期間および利用時間）

利用期間及び利用時間は、本規約第３条第１項により甲の承認を受けた内容のとおりとする。

２．申請者は、前項の利用期間内において、甲が指定する期日に本施設の営業の全部もしくは一部を休業し、または本催事を閉鎖することを予め了承すること。また、降雨・強風など天候不順を理由とした中止の場合も同様とする。

３．申請者は、上記２．により本催事を実施することができない場合であっても、出店料の減額及び返金は求めないことを承諾する。

第３条（申請内容）

申込者は、開催場所を前項により甲の承認を受けた内容のみに利用することが出来る。なお、申請内容を変更する場合は甲の許可を得なければならない。

第４条（開催場所の変更・移動等）

甲は開催場所の変更が必要となった場合は、申込者に対し変更を求めることができる。

第５条（利用料）

申込者は、甲から提示を受けた利用料を支払うものとする。

２．利用料の起算日は利用開始日とする。

３．利用料は、別途発行される請求書記載の指定日までに、甲が指定する銀行口座に、振り込みを行い支払うものとする。
※振込手数料は申込者負担。

第６条（経費）

申込者は、本催事において利用料の他に電気使用料金、警備料金他の費用負担が生じる場合は、経費として上記施設利用料金に加算して支払うものとする。

第７条（禁止事項）

本催事開催につき、次の各号またはこれに類似する行為に該当した場合には甲と申請者との本確認書に基づく申請を解除されることを承諾する。但し、事前に甲の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

①開催場所を本規約第３条に定める申請内容以外の目的で利用すること。

②申込者の事業譲渡、会社分割等の方法の如何を問わず、本催事を開催する権利義務その他の法律上の地位を第三者に譲渡、移転、担保すること。

③第三者に対し、開催場所内にある申込者所有の設備、什器、商品等を担保に供すること。

④第三者に開催場所に関する業務を委託、もしくは第三者と共同運営すること。

⑤甲の承認を受けた開催場所以外で催事をすること。

⑥甲の承認を得ず、営業の全部もしくは一部を休止または閉鎖すること。

⑦本施設に居住または宿泊し、あるいは催事関係者、その他の者を居住または宿泊させること。

⑧形式の如何を問わず、本催事を暴力団等反社会的勢力に使用（居住させること、出入りさせること、転貸させることを含むが、これに限らない。）させること。また、暴力団等反社会的勢力と関わりのある物（看板、ちょうちん、名札、代紋等）を掲示、設置、または搬入すること。

⑨開催場所および、その周辺で公序良俗に反するような行為（犯罪行為を含むが、これに限らない。）を行うこと。

⑩本施設の入居者、管理者、本施設に出入りする者、または近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えるような態度・言動を取ること、またはそれに類似する行為を行うこと。

第８条（遵守事項）

申請者は、本催事を行うにあたり、次の各号を遵守し、甲の指導のもとに運営を行い、申請者は意義無くこれに従うものとします。

①本催事準備時及び、開催時は甲が指定する入館手続きを行い、館内では必ず入館バッジを着用し、利用終了後に甲が指定する場所に入館バッジを返却すること。

②従業員の入退館並び施設内の移動は、後方エレベーター・階段を使用すること。

③本施設を使用する際は、事故を起こさないよう、また施設・器物を破損しない為の万全の措置を自己の責任と費用負担に

おいて講じるものとします。
④避難経路を含め、一般通行者の往来を妨げないように歩行経路を必ず確保すること。
⑤本催事の運営にあたっては甲及び甲が指定する管理会社の指示に従う他、来店者、通行者、観客の整理誘導は申込者が責任を持ち行うこと。尚、本施設使用にあたり発生したゴミは、申込者が自主回収するものとする。
⑥機材搬入を行う場合は、甲及び甲が指定する管理会社の指示に従い、搬入ヤードより搬入し、荷物用エレベーターを利用すること。施設駐車場は利用不可とする。
⑦本催事が終了した場合は、申込者の責任と負担において、直ちに開催場所を使用前の原状に復すること。また申込者が原状回復を実施しない場合は、施設側で実施し、申込者が費用負担すること。
⑧関係官公庁に本催事実施につき、届出・申請が必要な場合は、事前に所定の手続きを行い、本施設並びに甲には一切迷惑をかけることがないようにすること。
⑨申請者は商品の品質・数量及び表示、イベントの表示等については関連法規を遵守し、適正にこれを実行するものとします。万が一申請者がこれに違背し、甲または本施設が損害を被った場合には、その損害を申請者が賠償するものとします。
⑩申請者は、全ての商品・イベント売上を甲に申告します。報告漏・不正行為などが発覚した場合には、会社は出店者に対して、本確認書に基づく契約を解除できるものとします。

第９条（本催事の中止）
申請者は、本催事を中止しようとする場合、甲に対し中止期日の 15 日前までに書面にて通知を行わなければならない。

第１０条（申込みの解除）
申請者が、次の各号に該当したときは、甲は何等の催告をすることなく、直ちに申請を解除することができることとする。
①本規約その他、甲の指示に違反したとき。
②差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受け、または破産手続きの開始、会社更生手続きの開始、民事再生手続きの開始、特別清算、もしくは特定調停を申し立てられ、または申し立てたとき。その他倒産手続きが行われたとき。
③事業の全部もしくは一部を譲渡し、またはその決議をしたとき。
④自ら振り出し、もしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき。
⑤競売を申し立てられ、または仮登記担保契約に関する法律第２条に基づく通知を受けたとき。
⑥監督官庁から事業停止または事業免許もしくは事業登録抹消等の取り消しまたは、処分を受けたとき。
⑦前各号のほか、本規約を継続し難い相当の事由が生じたと甲が判断したとき。

第１１条（損害賠償）
本催事実施にあたり、申請者、またはその代理人、使用人、請負人、訪問者その他申込者の関係者が本施設を使用するにあたり、甲、または第三者に損害を与えたとき、または損害を与えると懸念されるときは、申請者は速やかに当該事態を甲に報告し、対象方法を甲と協議のうえ、全て自らの責任と負担において事態を解決した上、甲または第三者の被った損害の全てを直ちに賠償するものとし、甲に一切迷惑をかけないものとします。
２．申請者は損害賠償責任を補填するために、損害賠償保険に加入することを使用の条件とする。

第１２条（不可抗力による本催事の終了）
天災、火災、その他甲の責めに帰さない事由により、催事場所または本施設の全部または一部が滅失・毀損する等、催事開催が不可能となった場合、甲は申込者が被った損害について責任を負わないものとする。

第１３条（遅延損害金）
申込者が利用料・経費その他債務の支払いを遅延した場合には、申請者は甲に対し支払期日の翌日から完済の日まで、遅延した金額について、日歩金５銭の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第１４条（守秘義務）
申請者は、本申請内容および、本規約により知り得た甲または本施設に関する技術上・営業上の一切の事項を、催事期間中のみならず本催事終了後においても、他に漏洩してはならない。

第１５条（個人情報）
販売・イベント業務を通じて知りえたお客様の個人情報については、法令等に基づき出店者の責任において厳重に管理し、出店者が予め定めた利用目的以外の目的には使用できないものとする。

第１６条（表明・保証）
出店者は自らが反社会的勢力等でないこと、およびこれらと関与等がないことを会社に対して保証し、これに違反したときは直ちに申請書は解除されることを承諾します。

第１７条（催事場所の一時利用）
出店者は、本催事場所の使用が上記１記載の催事ないし取扱品目の販売を目的とし、上記２記載の業務期間に限られた一

時的なものにすぎないことを了承し、本催事場所の使用について借地借家法の適用がないことを確認します。

第１８条（疑義の解釈）

申請書に定めのない事項その他本催事に関し生じた疑義については、甲と申込者で協議のうえ、決定するものとする。

以　上

2022.12.31 改定